

西貝塚環境センター
基幹的設備改良・整備運営事業

実施方針

令和4年2月8日

【令和4年2月10日修正版】

上尾市

目 次

I	特定事業の選定に関する事項.....	1
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
III	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
IV	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	15
V	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	16
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	16
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	17
	【別紙1 事業スキーム図】	18
	【別紙2 リスク分担表（案）】	20
	【別紙3 位置図】	22
	(第1号様式).....	23

はじめに

上尾市（以下「市」という。）は、西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第17号。以下「PFI法」という。）」に準じて、DBO（Design（設計）－Build（建設）－Operate（管理運営））方式で実施することを予定している。

この実施方針は、特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

表 用語の定義

要項	定義
本事業	民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用し、西貝塚環境センターの基幹的設備改良工事及び管理運営業務を実施する「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業」をいう。
本施設	西貝塚環境センターを構成する、工場棟、計量棟、資源化物貯留ヤード棟、管理棟、手洗洗車場、車庫、植栽・外構・駐車場、その他施設及び上野ストックヤード（敷地外）をいう。
DBO方式	本施設のDesign（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
構成員	応募者を構成する企業であり、本事業実施時における、建築整備企業、プラント整備企業、運転管理企業及び維持管理企業から構成される。
SPC	本事業の管理運営を実施するための特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。 なお、後述するが、本事業におけるSPCの設立有無については、募集要項等の公表時に示す。
事業者	優先交渉権者として決定された設計建設事業者及び管理運営事業者をいう。
設計建設事業者	本施設の基幹的設備改良工事を行い、市と建設工事請負契約を締結する者をいう。設計建設事業者が複数の構成員から構成される場合は、特定建設工事共同企業体となる。
管理運営事業者	本施設の管理運営業務を行い、市と管理運営委託契約を締結する者をいう。なお、SPCを設立する場合は、管理運営事業者はSPCとなる。また、SPCを設立せず、管理運営事業者が複数の構成員から構成される場合は、共同企業体となる。
建築整備企業	設計建設事業者のうち、本施設の建築整備に関する設計、建設を行う者をいう。
プラント整備企業	設計建設事業者のうち、本施設のプラント整備に関する設計、建設を行う者をいう。
運転管理企業	管理運営事業者のうち、本施設の運転管理業務を行う者をいう。なお、SPCを設立する場合は、SPCより運転管理業務の委託を受ける者をいう。
維持管理企業	管理運営事業者のうち、本施設の維持管理業務を行う者をいう。なお、SPCを設立する場合は、SPCより維持管理業務の委託を受ける者をいう。
応募者	本事業に参加する企業もしくは企業グループをいう。
代表企業	応募者の構成員のうち、応募者を代表とし、市との交渉窓口となる企業をいう。
特定事業	公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。
特定部品	本施設の竣工時の設計施工業者が権利を有する特許権等の産業財産権を利用して製作されるなど、当該設計施工業者からの調達が不可欠である部品、及び本施設独自の製品であり、当該設計施工業者以外では性能・機能を満足する製品を製作出来ない可能性が高い部品をいう。
募集要項等	募集要項等の公表時に公表する、募集要項、要求水準書、審査基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び管理運営委託契約書（案）をいう。

要項	定義
基本協定	優先交渉権者決定後すぐに、市と各構成員が締結するものであり、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
基本契約	事業者に本事業を一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の基幹的設備改良工事の実施のために、基本契約に基づき、市と設計建設事業者が締結する契約をいう。
管理運営委託契約	本事業の管理運営業務の実施のために、基本契約に基づき、市と管理運営事業者が締結する契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び管理運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	事業者が実施する基幹的設備改良工事、管理運営業務の実施状況についての市の監視をいう。

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

上尾市長 畠山 稔

(3) 事業の目的

西貝塚環境センターは、平成10年3月に竣工し、供用開始から約23年が経過しており、経年劣化が見られる設備も存在している。しかしながら、施設全体の状況を鑑みると、計画的かつ効率的な維持管理や更新を行うことにより、大幅な延命化が見込まれる。

以上を踏まえ、市では、西貝塚環境センターについて、ストックマネジメントの考え方を導入し、大幅な延命化を行う「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業」の実施を計画している。

本事業は、基幹的設備改良工事及び管理運営に関連する一連の業務について、民間事業者の技術的能力、経営能力等を活用し、効率的かつ効果的な運営維持管理や施設更新を図ることを目的としている。

(4) 事業の概要等

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、市が所有する本施設について、事業者が基幹的設備工事に関する設計、建設及び管理運営を一括して受託するDBO方式により実施するものとする。

1) 西貝塚環境センター等の構成

本事業の対象となる施設（以下「本施設」という。）は、以下に示す複数の施設から構成される。

①工場棟

(ア) ゴミ焼却処理施設（焼却処理施設）

(イ) 粗大ゴミ処理施設（破碎処理施設）

(ウ) 動物焼却炉（焼却処理施設内）

②計量棟

③資源化物貯留ヤード棟

(ア) ペットボトル結束機（選別圧縮梱包施設）

④管理棟

⑤手洗洗車場

- ⑥車庫
- ⑦植栽，外構（道路標識，区画線を含む），駐車場
- ⑧その他施設
 - （ア）環境センター，リサイクル展示品室（管理棟横）
 - （イ）余熱供給配管（なお，余熱供給配管は敷地内トラックスケール近傍のバルブ及びフランジまでとし，バルブ及びフランジは余熱供給配管に含むものとする。）
 - （ウ）搬入路（市道40014号線街路樹及び植栽，雨水管路）
 - （エ）たちばな荘跡地公園（管理棟横）
- ⑨上野ストックヤード（敷地外）
 - （ア）空き缶選別プレス機（選別圧縮梱包施設）
 - （イ）ガラスストックヤード

2) 事業期間

事業期間は，以下のとおりとする。

- ・設計建設期間 : 令和5年1月から令和8年3月まで3年3ヵ月
- ・管理運営期間 : 令和5年4月から令和15年3月まで10年
 （※令和5年1月から令和5年3月は運転準備業務期間）

表 事業期間

	令和4年度	令和5年度 ～令和7年度	令和8年度 ～令和14年度
設計建設期間		→	
管理運営期間 ※令和4年度は 管理運営準備業務期間	▶	→	

3) 事業期間終了時の措置

事業者は，事業期間終了時に，要求水準書に定める事業期間終了時の引渡し条件を満足する状態で，市に本施設を引き渡すものとする。

4) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は，以下のとおりとする。なお，具体的な業務内容については，要求水準書に示す。

- ①基幹的設備改良工事
- ②管理運営業務
 - （ア）受付管理業務
 - （イ）運転管理業務

- (ウ) 維持管理業務
- (エ) 環境管理業務
- (オ) 情報管理業務
- (カ) 関連業務

業務範囲と対象施設の関係は、以下のとおりとする。

表 対象施設における業務範囲

施設構成	基幹的設備 改良工事	管理運営業務
①工場棟		
ごみ焼却処理施設（焼却処理施設）	○	○
粗大ごみ処理施設（破碎処理施設）		○
動物焼却炉（焼却処理施設内）		○
②計量棟		○
③資源化物貯留ヤード棟		
ペットボトル結束機（選別圧縮梱包施設）		○
④管理棟		○
⑤手洗洗車場		○
⑥車庫		○
⑦植栽，外構，駐車場		○
⑧その他施設		
環境センター，リサイクル展示品室（管理棟横）		○
余熱供給配管（敷地内トラックスケール近傍のバルブ及びフランジまで）		○
搬入路（市道 40014 号線街路樹及び植栽，雨水管路）		○
たちばな荘跡地公園（管理棟横）		○
⑨上野ストックヤード（敷地外）		
空き缶選別プレス機（選別圧縮梱包施設）		○
ガラスストックヤード		○

5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりとする。

①基幹的設備改良工事に係る対価

市は、本施設の基幹的設備改良工事に係る対価について、建設工事請負契約に基づき、設計建設事業者を支払う。

②管理運営業務に係る対価

市は、管理運営業務に係る対価について、管理運営委託契約に基づき、管理運営事業者を支払う。

③留意事項

(ア) 本施設で得られる電力の取扱い

本施設において得られる電力は、市の所有とする。事業者は、市が決定した売却方法に協力するものとする。ただし、本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営業務に用いるユーティリティー費は電力を含め、事業者の負担とする。なお、管理運営業務において、発電電力の場内消費は可能とする。

(イ) 場外余熱利用施設への高温水供給

本施設は、場外余熱利用施設（上尾市健康プラザわくわくランド）への高温水の供給を行っている。本事業においても現状同様、場外余熱利用施設への高温水の供給を行うものとする。なお、余熱供給配管の維持管理については、ごみ焼却処理施設から敷地内トラックスケール近傍のバルブ及びフランジまでを本事業範囲とし、以降の外部余熱利用施設までの配管の維持管理については市が別途実施するものとする。

(ウ) 本施設で発生する主灰、飛灰処理物等の取扱い

本施設において発生する主灰、飛灰処理物等は、積込作業までを本事業範囲とする。

(エ) 本施設で発生する資源化物の取扱い

本施設において発生する資源化物は、本施設内での貯留及び市への引き渡しまでを本事業範囲とする。

(オ) 手数料の取扱い

本施設において直接搬入ごみを搬入しようとするものから徴収する手数料は、市に帰属するものであり、事業者の収入とはならない。

(カ) 特定部品の供給

市は、事業者が、本施設の竣工時の設計施工業者に対し、特定部品の供給を求めることができるように配慮する。特定部品の供給に関する閲覧用参考資料等については、その閲覧方法も含め、募集要項等に示す。

(キ) 市が適用を予定している交付金について

市は、本事業の実施に関して、交付金（循環型社会形成推進交付金）の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは市において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について、市を支援するものとする。

6) 契約の形態

①市と事業者は、基本契約を締結する。

②基本契約に基づいて、市は、設計建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

③基本契約に基づいて、市は、管理運営事業者と管理運営委託契約を締結する。

④基本契約、建設工事請負契約及び管理運営委託契約の3つの契約をまとめた特定事業契約の各々についての締結主体を、「別紙1 事業スキーム図」に示す。

(5) 事業のスケジュール（予定）

1) 優先交渉権者の決定	令和4年10月
2) 基本協定の締結	令和4年10月
3) 仮契約締結	令和4年11月
4) 契約議案の議会への提出	令和4年12月
5) 特定事業契約の締結	令和4年12月
6) 基幹的設備改良工事	令和5年1月～令和8年3月（3年3ヵ月）
7) 管理運営	令和5年4月～令和15年3月（10年）

(6) 法令等の遵守

市及び事業者は本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定にあたっての考え方

本事業をPFI法に準ずる事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 特定事業の選定結果の公表

市は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに市のホームページ等で公表する。

なお、特定事業の選定を行わないことにした場合においても同様に公表する。

II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

表 募集及び選定スケジュール（予定）

令和4年 2月8日（火）	実施方針の公表
令和4年 2月8日（火） ～ 2月21日（月）	実施方針に関する質問及び意見の受付
令和4年 3月7日（月）	実施方針に関する質問及び意見への回答の公表
令和4年 4月1日（金）	特定事業の選定及び公表
令和4年 4月上旬	募集要項等の公表
令和4年 4月下旬	質問の受付（第1回）
令和4年 5月上旬	質問回答の公表（第1回）
令和4年 5月下旬	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
令和4年 6月上旬	参加資格審査結果の通知
令和4年 6月中旬	質問の受付（第2回）
令和4年 7月上旬	質問回答の公表（第2回）
令和4年 8月上旬	提案書の受付
令和4年 10月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和4年 10月下旬	基本協定締結
令和4年 11月下旬	仮契約締結
令和4年 12月下旬	本契約締結

(2) 応募手続き等

1) 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

- ・受付期間：令和4年2月8日（火）～2月21日（月）午後3時
- ・受付方法：添付の第1号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、上尾市環境経済部西貝塚環境センターに送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けないものとする。

○E-mail：s257000@city.ageo.lg.jp

○電話：048-781-9141

2) 実施方針に関する質問及び意見への回答の公表

実施方針に関する質問及び意見への回答については、市ホームページにおいて、令和

4年3月7日（月）に公表する。

3）特定事業の選定及び公表

実施方針に関する意見を踏まえ、PFI法に準ずる事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、令和4年4月1日（金）に公表する。

4）募集要項等の公表、募集要項等の配布・公表

令和4年4月上旬に募集要項、要求水準書、審査基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び管理運営委託契約書（案）を公表する。

5）募集要項等の公表、募集要項等の配布・公表以降の手続きについて

募集要項等の公表、募集要項等の配布・公表以降の手続きについては、募集要項に示す。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

（1）応募者の構成等

応募者の構成等は以下のとおりとする。

- ①応募者は、基幹的設備改良工事を行う者（市と建設工事請負契約を締結する設計建設事業者（特定建設工事共同企業体を結成する場合は、共同企業体の各構成員））及び管理運営業務の主たる業務（運転管理業務、維持管理業務）を行う予定の者で構成されるものとする。
- ②応募者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。また、応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書の提出時に、応募者の構成員及びその役割について明らかにすること。
- ③応募者は、構成員の中から代表となる企業を定めることとし、当該代表企業が応募手続等を行うこと。
- ④基幹的設備改良工事において、市と建設工事請負契約を締結する設計建設事業者（特定建設工事共同企業体を結成する場合は、共同企業体の各構成員）は、応募者の構成員とならなければならない。また、管理運営業務において、主たる業務（運転管理業務、維持管理業務）を行うことを予定する者は、応募者の構成員とならなければならない。
- ⑤応募者の構成員の変更は原則認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。
- ⑥応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。
- ⑦応募者の構成員は、実施する業務について、事前に市に通知し、市が認めた場合には、その他の第三者に委託、又は下請人を使用することができるものとする。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員は、以下の参加資格要件を満たすこと。

- ①本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ②本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ③市の建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- ④本施設の基幹的設備改良工事を行う者は、建築整備企業とプラント整備企業から構成される構成員とし、以下の要件を全て満たしていること。なお、複数の構成員で基幹的設備改良工事を実施する場合は、(キ)は、全ての構成員が満たすものとし、その他の要件は、少なくとも構成員のうち1者は満たすこと。ただし、構成員のうち、建築整備企業は(ア)を満たすものとし、プラント整備企業は、1者で(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)を満たすものとする。

複数の構成員で基幹的設備改良工事を実施する場合に満たすべき要件について、下記表に示す。

表 複数の構成員で基幹的設備改良工事を実施する場合に満たすべき要件

1)全ての構成員が満たすべき要件	下記(キ)
2)少なくとも構成員のうち1者が満たすべき要件	下記(ア)～(カ)
3)上記2)について、建築整備企業が満たすべき要件	下記(ア)
4)上記2)について、プラント整備企業が満たすべき要件	下記(イ)～(カ)

- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所登録を行っていること。
- (イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、講習を修了している者を基幹的設備改良工事に専任で配置できること。
- (エ) 市の建設工事等競争入札参加資格者名簿において、清掃施設工事業又は機械器具設置工事業の業種登録があること。
- (オ) 参加表明書の提出期限日において、平成14年12月1日以降、地方公共団体の一般廃棄物焼却処理施設に関して、以下のi)～iii)を全て満たす建設工事を元請で契約し、完成後引渡し完了した実績を有すること。(建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限り、かつ、以下のi)～iii)を全て満たす建設工事のプラント工事を担当した場合、実績として認める。)
 - i) 処理方式：ストーカ式

- ii) 施設規模：施設規模 1 炉あたり 100 t / 日以上、かつ 2 炉以上を有する施設
- iii) ボイラータービン式の発電設備を有する施設
- (カ) 直近で有効な経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (キ) 直近で有効な経営事項審査を受審していること。

⑤本施設の管理運營業務の主たる業務（運転管理業務，維持管理業務）を行う者は構成員とし，以下の要件を全て満たしていること。なお，複数の構成員で管理運營業務を実施する場合は，(オ) は，全ての構成員が満たすものとし，(ア)，(イ) 及び (ウ) は，少なくとも構成員のうち 1 者は満たすものとし，(エ) は，補修工事を実施する構成員（維持管理企業）が満たすものとする。

複数の構成員で管理運營業務を実施する場合に満たすべき要件について，以下の表に示す。

表 複数の構成員で管理運營業務を実施する場合に満たすべき要件

1) 全ての構成員が満たすべき要件	下記 (オ)
2) 少なくとも構成員のうち 1 者が満たすべき要件	下記 (ア) ~ (ウ)
3) 補修工事を実施する構成員（維持管理企業）が満たすべき要件	下記 (エ)

(ア) 参加表明書の提出期限日において，平成 14 年 12 月 1 日以降，以下に示す全ての 1 年間以上の運転管理実績を 1 件以上有していること。複数の構成員で管理運營業務を実施する場合は，構成員がいずれかの運転管理実績（委託業務の場合，元請での実績）を有し，かつ，構成員全体で全ての運転管理実績を有していること。（SPC を組成する事業における運転管理業務の実績の場合は，当該事業に係る事業契約書等において運転管理業務を担う主たる企業として明記されている場合に限り実績として認める。）

- i) 処理方式：ストーカ式
- ii) 施設規模：施設規模 1 炉あたり 100 t / 日以上、かつ 2 炉以上を有する施設
- iii) 発電設備：ボイラータービン式の発電設備を有する施設
- (イ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格要件を有する者で，一般廃棄物を対象とした全連続運転式焼却施設で，かつ，ボイラータービン式の発電設備を有する施設の現場総括責任者として 1 年間以上の経験を有する者を，本事業の現場総括責任者として事業開始後 2 年間以上配置できること。
- (ウ) 参加表明書の提出期限日において，平成 14 年 12 月 1 日以降，破碎処理施設の 1 年間以上の運転管理実績を有していること。（SPC を組成する事業

における運転管理業務の実績の場合は、当該事業に係る事業契約書等において運転管理業務を担う主たる企業として明記されている場合に限り実績として認める。）

(エ) 市の建設工事等競争入札参加資格者名簿において、清掃施設工事業又は機械器具設置工事業の業種登録があり、かつ建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。（S P Cを組成する事業における運転管理業務の実績の場合は、当該事業に係る事業契約書等において運転管理業務を担う主たる企業として明記されている場合に限り実績として認める。）

(オ) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(3) 構成員の制限

以下に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- ②上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けている者。
- ③会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立中もしくは更生手続中(市から再認定を受けたものを除く)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中もしくは再生手続中(市から再認定を受けたものを除く)の者。
- ④破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- ⑤清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ⑥手形交換所による取引停止処分を受けている者。
- ⑦最近1年間の国税及び地方税を滞納している者。
- ⑧PFI法第9条に示す欠格事由に該当する者。
- ⑨その他建設業法、上尾市暴力団排除条例等の法令、規則等に違反する者。
- ⑩「上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会」の参加者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- ⑪市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者は以下のとおりである。

- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ・日比谷パーク法律事務所

なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、応募者の構成員が上記(2)に掲げる参加資格要件を満たさなくなった場合又は(3)に掲げる構成員の制限に該当となった場合は、当該応募者の構成員は参加資格を喪失するものとし、以下の取扱いとする。なお、参加資格の喪失に対して、市は一切の費用負担を負わないものとする。

1) 参加資格を有する者であることの確認を受けた日から優先交渉権者決定日前日までの間に参加資格を喪失した場合

①代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該代表企業が受託・請負をする予定であったのと同種の業務について参加資格を認められたものが参加資格を喪失した代表企業を除く構成員の中に存在し、かつ、当該構成員の中から新たに代表企業を選定する場合に限り、参加資格を喪失した当初の代表企業を応募者から除外した上で、提案書を提出することができる。この場合、当初の代表企業が出資を予定していた金額については、他の構成員が拠出することを条件とする。

②代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成員が参加資格を喪失した場合は、当該構成員が受託・請負をする予定であったのと同種の業務について参加資格を認められたものが、参加資格を喪失した構成員を除く構成員の中に存在する場合は、提案書を提出することができる。

また、参加資格を喪失した構成員が受託・請負をする予定であったのと同種の業務について参加資格を認められたものが、参加資格を喪失した構成員を除く構成員の中に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加を認める。

なお、上記いずれの場合も、参加資格を喪失した構成員は応募者から除外されるものとし、当初の構成員が出資を予定していた金額については、他の構成員（新たに追加された構成員を含む）が拠出しなければならないものとする。

2) 優先交渉権者決定日から特定事業契約締結日前日までの間に参加資格を喪失した場合

①代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該グループを失格とし、市は次点交渉権者と契約交渉を行うことができる。

②代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成員が参加資格を喪失した場合は、当該構成員が受託・請負をする予定であったのと同種の業務について参加資格を認められたものが、参加資格を喪失した構成員を除く構成員の中に存在する場合は、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

また、参加資格を喪失した構成員が受託・請負をする予定であったのと同種の業務について参加資格を認められたものが、参加資格を喪失した構成員を除く構成員の中に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加を認め、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

なお、上記いずれの場合も、参加資格を喪失した構成員は応募者から除外されるものとし、当初の構成員が出資を予定していた金額については、他の構成員（新たに追加された構成員を含む）が拠出しなければならないものとする。

4 特定建設工事共同企業体に関する要件

本事業の基幹的設備改良工事において、市と建設工事請負契約を締結する設計建設事業者として、特定建設工事共同企業体を結成する際は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 仮契約締結までに、特定建設工事共同企業体（甲型）を設立すること。
- (2) 代表企業が特定建設工事共同企業体の50%超の出資者になるものとする。
- (3) 設計業務を行う者については、出資があることを条件とする。

5 S P Cの設立に関する要件

本事業におけるS P C設立の要件（S P C設立を必須とするか、任意とするか）について、またS P C設立を必須とする場合の詳細な条件については、募集要項等の公表時に示す。

6 審査及び選定に関する事項

(1) 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

(2) 提案審査

市は、あらかじめ設定した「審査基準」に従って、提案書類の審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定する。応募者の提出した提案書類について、評価項目ごとに評価に応じて得点を付与し、得点の合計が最も高い者を最優秀提案、次に高い者を次点提案として選定する。

選定結果を踏まえ、市長は、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(3) 審査事項

審査事項は「募集要項等」に添付する「審査基準」に示す。

(4) 審査結果

審査結果は、市ホームページにおいて公表する。

7 「上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会」の設置

提案書類等の審査にあたっては、学識経験者及び市の職員で構成する「上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会（仮称）（以下「選定委員会」という。）」を設置する。市は、選定委員会の審査より選定された最優秀提案及び次点提案をもとに、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「別紙2 リスク分担表(案)」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する本施設の基幹的設備改良工事及び管理運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本施設の概要等

本施設の概要について、以下の表に示す。

表 西貝塚環境センター概要

施設名	上尾市西貝塚環境センター
施設所在地	埼玉県上尾市大字西貝塚 35 番地 1
敷地面積	38,340 m ²
竣工年月	平成 10 年 (1997 年) 3 月
主要設備	<p>1. ごみ焼却処理施設 (焼却処理施設)</p> <p>処理方法: 全連続燃焼式ストーカ炉</p> <p>処理能力: 300t/日 (100t/24h×3 炉)</p> <p>処理対象物: 可燃ごみ, プラスチックごみ, 粗大ごみ破碎後の可燃ごみ</p> <p>発電設備: 蒸気タービン発電機 (出力 2,080kW)</p> <p>余熱利用: 発電 (場内・場外), 蒸気 (場内), 温水 (場内・場外)</p> <p>設計・施工: JFE エンジニアリング株式会社 (旧日本鋼管株式会社)</p> <p>2. 粗大ごみ処理施設 (破碎処理施設)</p> <p>処理方法: 併用施設</p> <p>処理能力: 70t/5h</p> <p>破碎機形式: 前破碎用 回転剪断式破碎機 後破碎用 縦型回転式破碎機</p> <p>処理対象物: 金属・陶器, 不燃性粗大ごみ</p> <p>設計・施工: JFE エンジニアリング株式会社 (旧日本鋼管株式会社)</p>

表 空き缶選別プレス機概要

施設名	上尾市西貝塚環境センター (空き缶選別プレス機) 備品
施設所在地	埼玉県上尾市大字上野 968 番地 (上野ストックヤード内)
処理能力	4.9t/日
竣工年月	平成 8 年 9 月
設計施工業者	東京エンパイロメント株式会社
処理方式	<p>選別機 : 永磁吊り上げ式</p> <p>アルミ選別機 : 永磁高速回転式ドラム</p> <p>鉄缶プレス機 : 油圧式一方押し</p> <p>アルミ缶プレス機 : 油圧式一方押し</p>

表 ペットボトル結束機概要

施設名	上尾市西貝塚環境センター (ペットボトル結束機)
施設所在地	埼玉県上尾市大字西貝塚 35 番地 1 (資源化ヤード内併設)
処理能力	2.5t/5h
竣工年月	平成 15 年 10 月
設計施工業者	株式会社 ウィズウェイストジャパン
処理方式	<p>選別方式 : 手選別</p> <p>ペットプレス機 : 油圧 250KN</p> <p>ペール (結束品)</p>

V 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、さいたま地方・家庭裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、以下の措置をとることとする。

1 事業者の事情で事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の事情により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は特定事業契約を解約することができる。
- (3) (1) 又は (2) の規定により市が特定事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の事情で事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の事情による債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解約することができるものとする。
- (2) (1) の規定により事業者が特定事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 その他の事情で事業の継続が困難となった場合

不可抗力やその他の事情で事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、特定事業契約を解約することができるものとする。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

Ⅶ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援措置

市は、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する措置

市は、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

市は、事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、特定事業契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

上尾市環境経済部西貝塚環境センター

〒362-0057

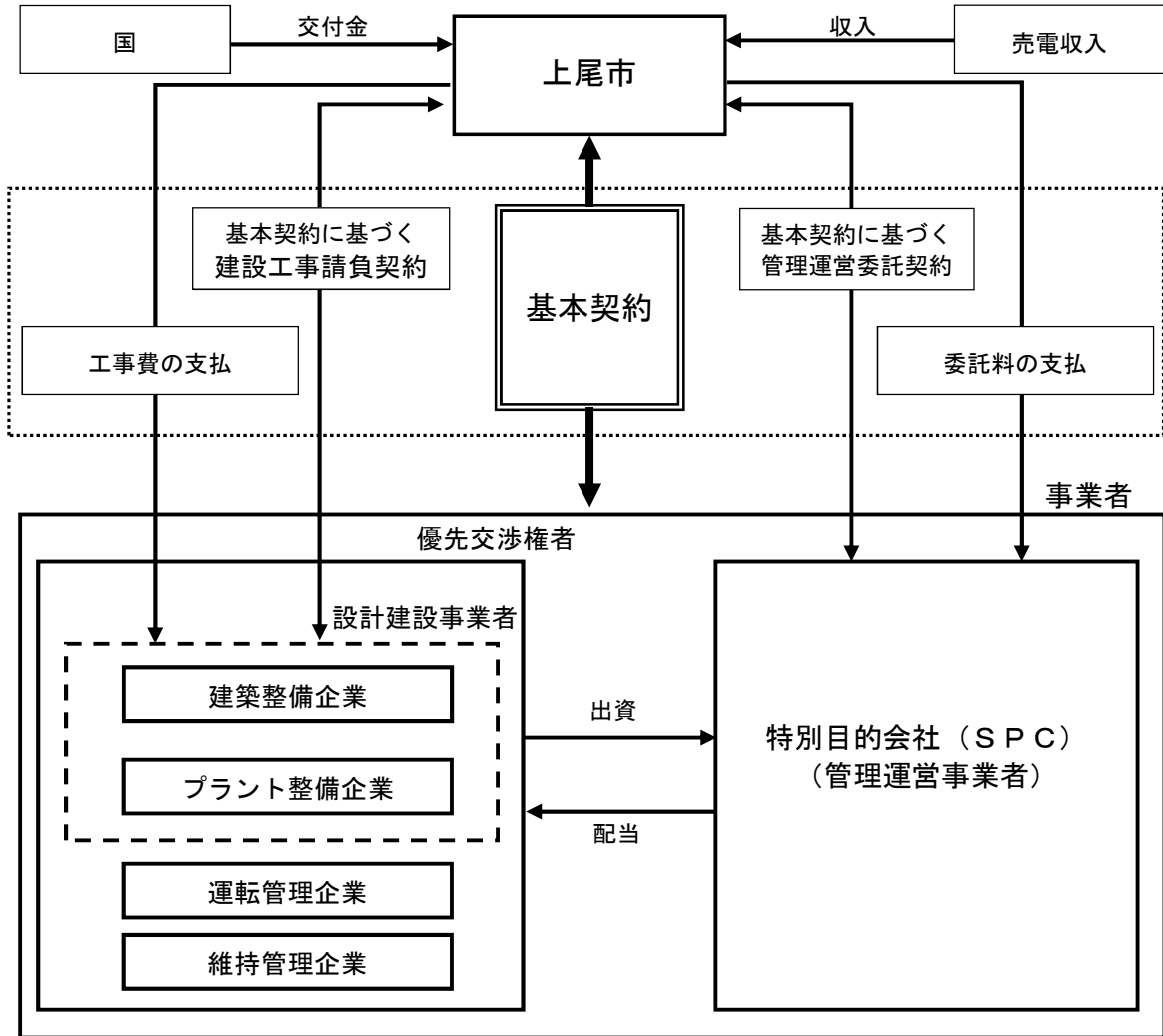
埼玉県上尾市大字西貝塚 35 番地 1

電話 048 - 781 - 9141 (直通)

E-mail s257000@city.ageo.lg.jp

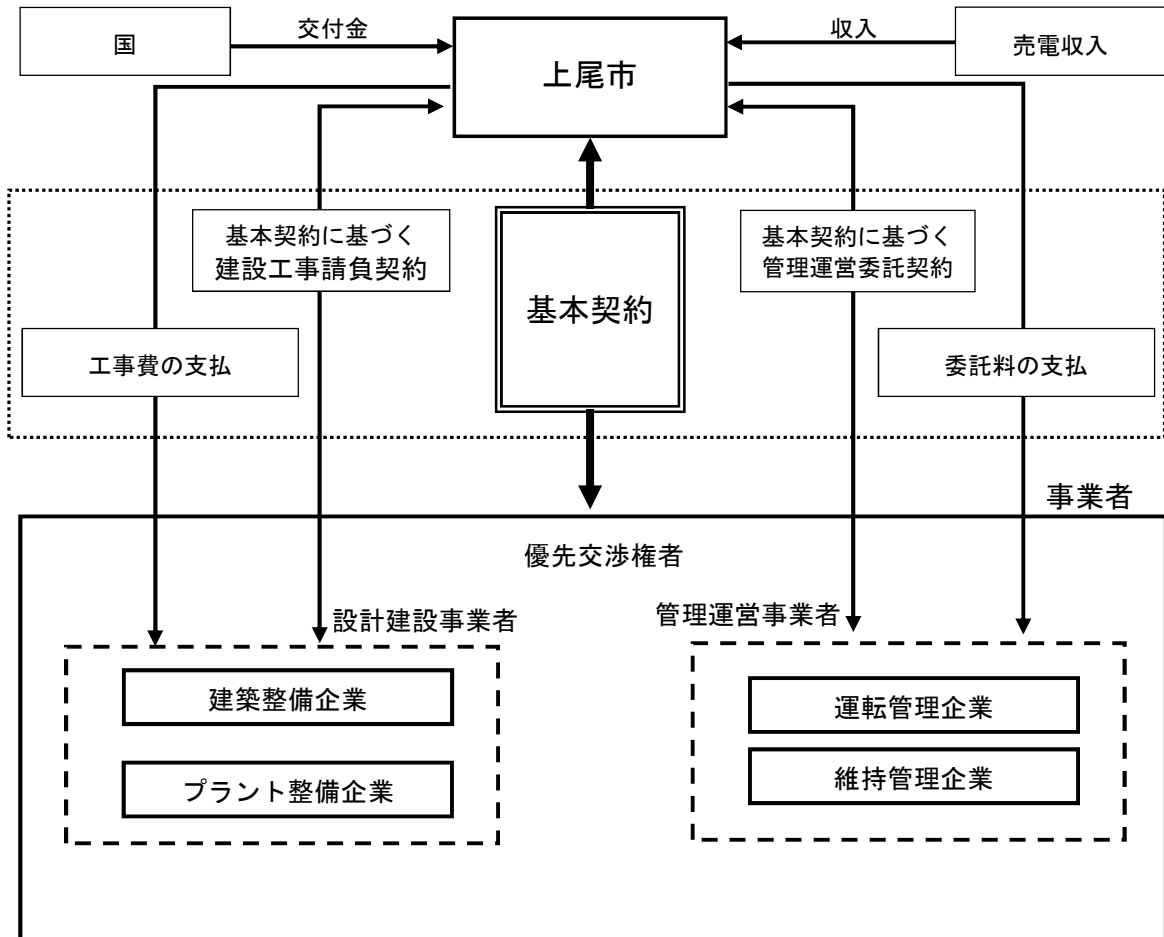
【別紙1 事業スキーム図】

※SPC設立を必須とする場合または、任意とした場合において優先交渉権者がSPCを設立した場合



※優先交渉権者決定後、市と優先交渉権者は速やかに基本協定を締結する。

※SPC設立を任意とした場合において優先交渉権者がSPCを設立しない場合



※優先交渉権者決定後，市と優先交渉権者は速やかに基本協定を締結する。

【別紙2 リスク分担表（案）】

表 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者 ^{※1}		
		市	事業者	
共通	募集リスク	募集要項等の誤り，内容の変更に関するもの等	○	
	応募費用リスク	応募手続きに係る費用の負担		○
	契約締結リスク	契約締結の中止（議会で承認されなかった場合を含む）	○ ^{※2}	○ ^{※2}
	計画変更リスク	市の事由による業務範囲の縮小，拡充等	○	
	住民対応リスク	本事業の実施そのものに対する住民反対運動・訴訟等に関するもの	○	
		上記以外の住民反対運動・訴訟等に関するもの		○
	第三者賠償リスク	市の事由による事故によるもの	○	
		上記以外の事由による事故によるもの		○
	環境リスク	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・地盤沈下・臭気等に関するもの		○
		本事業に直接関係する法令等の新設・変更に関するもの	○	
	法令等リスク	上記以外で，本事業のみならず広く一般的に適用される法令等の新設・変更に関するもの		○
		事業者の利益に課される税制度の変更等		○
	税制度リスク	上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	○	
		事業者の責めによらない，市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
	許認可遅延リスク	上記以外による許認可取得の遅延に関するもの		○
		事業者の事由により，予定していた交付金額が交付されない又は交付が遅延するもの		○
	交付金リスク	上記以外の事由により，予定していた交付金額が交付されない又は交付が遅延するもの	○	
		物価変動によるもの	○ ^{※3}	△ ^{※3}
事業の中止・延期・遅延に関するリスク	市の事由による事業の中止・延期・遅延に関するもの	○		
	上記以外の中止・延期・遅延に関するもの		○	
不可抗力リスク	戦争，風水害，地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	△ ^{※4}	
性能リスク	要求水準未達によるもの（施工不良を含む）		○	
基幹的設備改良 工事段階	設計遅延・設計費の増大リスク	市の事由による設計の完了遅延・設計費の増大	○	
		上記以外の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		○
	設計変更リスク	市の事由による大幅な計画・設計変更等	○	
		上記以外の事由による大幅な計画・設計変更等		○
	工事遅延・工事費の増大リスク	市の事由による工事遅延，工事費の増大	○	
上記以外の事由による工事遅延，工事費の増大			○	
一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害		○	
管理運営段階	遅延リスク	市の事由による管理運営開始の遅延に関するもの	○	
		上記以外の事由による管理運営開始の遅延に関するもの		○
	受入廃棄物の品質リスク	受入廃棄物の質に起因する費用の増大	○	△ ^{※5}
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用の増大	○	△ ^{※6}
施設損傷リスク	市の事由による施設の損傷	○		
	上記以外の事由による施設の損傷		○	

リスクの種類		リスクの内容	負担者 ^{※1}	
			市	事業者
	処理不適合物混入リスク	事業者の善管注意義務違反により処理不適合物を排除できなかった場合		○
		上記以外の事由による処理不適合物の混入	○	
	管理運営費増大リスク	市の事由による管理運営費の増大	○	
		上記以外の事由による管理運営費の増大		○
	施設の契約不適合リスク	事業契約に規定する契約不適合責任期間中に見つかった施設の契約不適合		○
		事業契約に規定する契約不適合責任期間後に見つかった施設の契約不適合	○	
余熱供給停止リスク	事業者の事由による余熱供給の停止に関して生じた損害		○	
	上記以外の事由による余熱供給の停止に関して生じた損害	○		
事業終了時	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

※1 負担者： 「○：主分担」、「△：従分担」

※2 事業者による不正行為により契約締結が行われなかった場合を除き、市又は事業者は自らに発生する費用を負担する。

※3 一定の範囲を超える物価変動が生じた際は、基幹的設備改良工事に係る対価及び管理運営業務に係る対価の改定を行う。詳細は募集要項等の公表時に示す。

※4 一定の金額以下は事業者が負担し、それを超える金額は市が負担する。詳細は募集要項等の公表時に示す。

※5 要求水準書に示すごみ質の範囲内の変動の場合は、事業者が負担する。詳細は募集要項等の公表時に示す。

※6 事業者が提案し、契約した委託料の構成（固定費及び変動費）について、事業者はリスクを負担する。（市がごみ量を保証するものではない。）詳細は募集要項等の公表時に示す。

【別紙3 位置図】



図 西貝塚環境センター 施設配置図

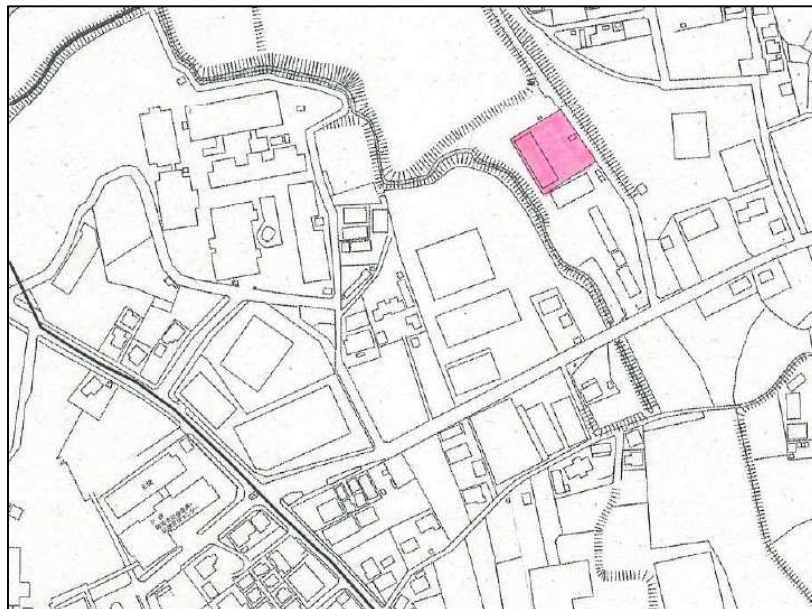


図 上野ストックヤード位置図

(第1号様式)

(第1号様式)

令和4年 月 日

実施方針に関する質問及び意見

(宛先) 上尾市長

質問及び意見者 会社名
所在地
担当者
氏名
所属
電話
FAX
E-Mail

西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業の実施方針に関して、以下の質問及び意見がありますので提出します。

■実施方針に関する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
(例)	2	I	1	(4) 4)	業務範囲	○○○○…
1						
2						
…						

■実施方針に関する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
(例)	2	I	1	(4) 4)	業務範囲	○○○○…
1						
2						
…						